

第 3 9 回太田市都市計画審議会 議事録

開催日時	令和 6 年 1 0 月 1 5 日 (火) 午後 2 時 0 0 分から午後 3 時 0 0 分
開催場所	太田市役所 議会棟 4 階 常任委員会室
出席委員	新井洋子委員、長島佳男委員、湯沢昭委員、高田靖委員、前田純也委員、木村浩明委員、高木きよし委員、矢部伸幸委員、本木秀典委員、増田一郎委員、箱田美紀委員、中村芳恵委員、野口晃委員
欠席委員	加藤正己委員、稲塚祐輔委員、青木修委員
事務局出席者	都市政策部 田村部長、富島副部長 都市計画課 石崎課長、久保田課長補佐、塚本係長代理、齋藤主任 木内主事
議案担当課	都市計画課 石崎課長、久保田課長補佐、齋藤主任
議案	議案第 1 号 太田市立地適正化計画の変更(中間評価・防災指針の策定)について
事務局 (塚本係長代理)	<p>只今より第 3 9 回太田市都市計画審議会を開会いたします。進行を務めさせていただきます、都市計画課の塚本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議は、議事録作成のため、録音させていただきますが、これからの発言につきましては前にありますマイクのボタンをマイクオンにして、赤いランプ点灯の状態が発言していただき、発言が終わりましたらスイッチをもう一度していただき、オフにするようお願いいたします。</p> <p>本審議会につきましては、太田市都市計画審議会条例第 5 条第 3 項に「委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない」と規定されておりますが、本日は 1 6 名の委員のうち 1 3 名がご出席いただいておりますので、本審議会は成立していることをご報告させていただきます。</p> <p>ここで、今回任期の審議会に初めてご出席となります委員のご紹介をさせていただきます。群馬建築士会 太田支部 女性部会 会長でございます、新井洋子委員 太田市議会議長でございます、高田靖委員 太田市議会市民文教委員長でございます、前田純也委員 太田市議会総務企画委員長でございます、高木きよし委員 群馬県東部農業事務所長でございます、増田一郎委員</p>

<p>事務局 (塚本係長代理)</p>	<p>続きまして、事務局の紹介をさせていただきたいと思います。 太田市都市政策部長の田村です。 同じく都市政策部副部長の富島です。 都市計画課長の石崎です。 都市計画課課長補佐の久保田です。 都市計画課主任の齋藤です。 都市計画課主事の木内です。</p>
<p>事務局 (塚本係長代理)</p>	<p>どうぞよろしくお願いいたします。 続きまして、太田市都市計画審議会の会長であります、湯沢会長よりご挨拶をさせていただきたいと思います。湯沢会長よろしくお願いいたします。</p>
<p>湯沢会長</p>	<p>会長を仰せつかっております湯沢と申します。今、委員の皆さん、それから事務局のメンバーも、新年度でお代わりになったということで、1年間よろしくお願いいたしたいと思います。 今日は議題としては1件ですけれども、立地適正化計画の変更ということで、群馬県でも、多くの行政で立地適正化計画を作られていると。立地適正化計画に関しましては、5年に1回見直しをするという規定があります。今回はその見直しということで皆様にご審議をいただくことになっております。それから、令和2年に防災指針を立地適正化計画の中に記載するようというお達しがありまして、それについてもご審議をいただきます。群馬県の中では、東毛地区が特に、多くの市町村で水被害、水害といった問題を抱えていると思います。太田市においても一部そういった内水氾濫であったり、或いは河川の氾濫による被害が想定されています。そういった中で立地適正化計画をどのようにしていくかというのも非常に大きな課題の1つになっているのではないかと思います。詳細につきましては、後程事務局から説明がありまして、皆様にご審議ご意見をいただくことになっておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。</p>
<p>事務局 (塚本係長代理)</p>	<p>ありがとうございました。引き続きまして議長の指名でございますが、議長の指名につきましては、太田市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、会長が議長になることを定めておりますので、会長に議長をお願いしたいと思います。 湯沢会長、よろしくお願いいたします。</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>それでは指名ということですので、しばらくの間議長を務めさせていただきます。本日の議事日程につきましてはお手元の日程の順序で会議を進行したいと思いますので、よろしくお願いいたします。 日程第3の会期の決定につきましては、太田市都市計画審議会の条例規則第5条第1項に基づきましてお諮りをさせていただきます。本会議の会期は本日1日ということですのでよろしいでしょうか。</p>

	(異議なしの声)
湯沢議長	<p>ありがとうございます。異議なしと認めまして、本会議の会期は本日1日と決定させていただきます。</p> <p>次に議事録署名人を私の方から指名をさせていただきます。議席番号10番の矢部伸幸委員、議席番号11番本木秀典委員を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それから、審議会は公開ということになっておりますけれども、公開するか否かにつきましてはご検討をお願いしたいと思います。</p> <p>事務局からの説明をよろしくお願いいたします。</p>
事務局 (久保田課長補佐)	<p>はい。本日上程の議案につきましては、非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。</p> <p>よって太田市都市計画審議会条例施行規則第7条に基づきまして、公開とすることを提案させていただきます。審議会の公開につきましては以上となります。</p>
湯沢議長	<p>今事務局から説明がありましたけれども本議案につきましては、公開とし、傍聴を認めるということによろしいでしょうか。</p>
	(異議なしの声)
湯沢議長	<p>はい、ありがとうございます。異議なしとし、傍聴を認めるということにさせていただきますと思います。本日、傍聴者はいらっしゃいますか。</p>
事務局 (久保田課長補佐)	<p>はい。本日の傍聴者はございません。</p>
湯沢議長	<p>はい、ありがとうございます。傍聴者なしということですので、次の日程に移らせていただきたいと思います。</p> <p>日程第5議事に入ります。本日は議案が1件だけですので議案第1号太田市立地適正化計画の変更(中間評価・防災指針の策定)につきまして、担当課より説明をお願いしたいと思います。</p>
都市計画課 (石崎課長)	<p>都市計画課の石崎でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第1号についてご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお開きください。</p> <p>議案第1号 太田市立地適正化計画の変更(中間評価・防災指針の策定)について 太田市立地適正化計画を別紙のとおり変更する。令和6年9月6日提出 太田市長 清水聖義</p>

都市計画課
(石崎課長)

議案書2ページをお開き下さい。

提案理由でございますが、

太田市立地適正化計画は、今後想定される人口減少・少子高齢化社会に備えるため、医療・商業などの生活利便施設等を誘導する都市機能誘導区域と、居住を誘導する居住誘導区域を設定し、公共交通の再編と連携した「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指す計画として、平成31年3月1日に公表しました。都市再生特別措置法第84条第1項において、立地適正化計画を作成した場合には、概ね5年ごとに計画に関する調査、分析及び評価を行うよう努め、必要がある場合には当該計画等を変更することとされております。

また、令和2年9月7日に都市再生特別措置法等の改正により、都市計画運用指針の一部改正が行われ、立地適正化計画の記載事項として、居住誘導区域をはじめとした市全域における防災対策を定める「防災指針」が新たに加えられました。

よって、本案件は、当該計画についての中間評価の実施、防災指針の策定に伴う計画変更を行おうとするものでありますので、都市再生特別措置法第81条第22項の規定に基づき、太田市都市計画審議会に当該計画変更について諮問するものです。次に議案の詳細でございますが、議案書3ページA3版資料、別に配布させていただいておりますA4版ホチキス止めの「説明資料 太田市立地適正化計画見直しについて」の冊子を用いてご説明させていただきます。

議案書3ページをお開き下さい。

はじめに、「立地適正化計画とは」、従来の土地利用の計画に加えて、居住や都市機能の誘導により、公共交通網などと連動し、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた取組を推進しようとするものがございます。「今回見直しのポイント」は、主に2点ございます。1点目は、概ね5年ごとに実施する中間評価。2点目は、令和2年度の法改正により義務付けられた防災指針の策定及び計画内への記載でございます。

まず、1点目の「1. 中間評価の実施」でございますが、冊子・説明資料の3ページをお開きください。誘導施設の立地状況について、都市機能誘導区域内での新規立地は0件となっております。

説明資料の4ページをご覧ください。

誘導施策の実施状況として、都市機能誘導や居住誘導などに係る施策をまとめたものがございますので、後ほどご覧ください。

議案書3ページにお戻りください。

「1. 中間評価の実施の目標達成状況」でございますが、「①都市機能誘導区域」について、説明資料の6ページを併せてご覧ください。「中心市街地の人口密度」は、値としては減少しているものの、目標値を上回っており、目標達成に向けて順調に推移しております。また、都市機能誘導区域内の誘導施設の新規立地は0件となっているものの、市街地再開発事業などの誘導施策を実施している太田駅周辺は人口増加が見られます。

説明資料の7ページをご覧ください。

「目標達成による効果」でございますが、「都市機能誘導区域内の平日昼間の流動人口」は増加傾向にあり、周辺居住誘導区域内の可住地にお

都市計画課
(石崎課長)

ける人口密度は、減少傾向となっております。

説明資料の8ページをご覧ください

「②居住誘導区域」における目標達成状況でございますが、〈評価指標1〉として、人口に関する指標を掲げております。居住誘導区域内人口密度は、目標値及び将来推計値を下回っており、目標達成に向け課題が生じているとの評価となっております。居住誘導区域内において、住宅の新築が多く立地しているものの、半数近くは居住誘導区域外に立地している現状によるものと考えております。

説明資料9ページをご覧ください。

〈評価指標2〉として、公共交通に関する指標を掲げております。年間バス利用者数は、当初定義した路線バスのみ限定した場合、目標値を下回っており、目標達成に向け課題が生じているという評価でございますが、実態としては、令和4年度に路線バスが1路線廃止された一方で、平成30年度より市営無料バスが4路線運行開始しており、市営無料バスを含めた合計のバス利用者数は目標値を上回っております。

説明資料10ページをご覧ください。

「目標達成による効果」でございますが、「バス認知度」では、市民アンケートで「バスのことは何も知らない」と回答した人の割合は減少しており、改善傾向にあります。一方「公共交通に対する市民の満足度」では、値が減少しており、目標達成に向けて課題が生じております。

続いて、説明資料19ページをご覧ください。

都市機能誘導や居住誘導などに係る施策について、19ページから22ページにまとめておりますので、後ほどご覧ください。

議案書3ページの「1. 中間評価の実施の評価指標の再設定」でございますが、「①都市機能誘導の指標」について、説明資料の23ページによりご説明いたします。

都市機能誘導の評価指標について、上段の表は「現行計画の状況と課題」について、中段が「指標の変更の有無」、下段が「新たな指標の内容」をまとめたものでございます。表中の項目欄「評価項目」でございますが、人口密度の指標を算出するにあたり、当初は国勢調査の小地域区画を基に算出しておりましたが、現在では、都市計画基礎調査の項目に都市機能誘導区域が追加されたことから、新たな指標の算出方法として、都市計画基礎調査の人口と可住地面積を用いることといたしました。

また、「効果項目」でございますが、現行計画では、数値指標が設定されておらず、具体的な算出方法についても記載が無かったため、指標や算出方法の明確化を図りました。中心市街地の昼夜間人口については、「都市機能誘導区域内の平日昼間の流動人口」を指標に設定し、リーサスという国が提供する地域経済分析システムのデータを活用し、都市機能誘導区域にかかるメッシュ人口の月平均を算出しております。周辺居住誘導区域の人口密度については、「周辺居住誘導区域内の可住地における人口密度」を指標に設定し、都市計画基礎調査を活用し、都市機能誘導区域から800メートルのエリアに関して、居住誘導区域に重心を含む調査区の人口密度を算出しております。

24ページをご覧ください。

「目標値の考え方」の「評価項目」でございますが、「都市機能誘導区

都市計画課
(石崎課長)

域内の可住地における人口密度」として、中間評価では、目標達成に向け順調な推移をしており、大学の誘致や市街地再開発事業が計画されていることから、現在の値を維持することといたしました。「効果項目」でございますが、「都市機能誘導区域内の昼間の流動人口」について、参考の中間評価では、増加傾向であり、コロナ禍前の同水準までは回復してきております。大学の誘致や市街地再開発事業が計画されていることから、目標値は現在の値を維持することといたします。

「周辺居住誘導区域内の可住地における人口密度」について、参考の中間評価では、減少傾向ではありますが、大学の誘致や市街地再開発事業が計画されていることから現在の値を維持することといたします。

目標指標とする「都市機能誘導区域内の可住地における人口密度」について

2020年度時点の現況値は、104.1人/ha

2037年度の将来推計値は、99.6人/ha

目標値は現在の値を維持し104.1人/haといたします。

25ページをご覧ください。

中段に記載する〈目標達成による効果〉の評価指標「都市機能誘導区域内の平日昼間の流動人口」について、

2023年時点の現況値は、27,200人

目標値は現在の値を維持し27,200人といたします。

「周辺居住誘導区域内の可住地における人口密度」について、

2020年度時点の現況値では、80.2人/ha

目標値は現在の値を維持し80.2人/haといたします。

次に、議案書3ページの「1. 評価の実施の評価指標の再設定」「②居住誘導の指標」について、説明資料の27ページによりご説明いたします。

先ほどご説明いたしました都市機能誘導と同様に、居住誘導の評価指標について、上段の表は「現行計画の状況と課題」について、中段が「指標の変更の有無」、下段が「新たな指標の内容」をまとめたものでございます。表中の項目欄「評価項目」でございますが、まず、人口に関して、こちらも先ほどの都市機能誘導区域と同様に都市計画基礎調査の人口と可住地面積を用いることといたします。また、公共交通について、今後も社会情勢等に合わせて、バス路線の変更も考えられ継続的な評価が難しいということ、利用者数よりも公共交通を利用しやすい環境の創出をすることが重要と考えることから、指標の変更を図ることとし、新たな指標として、公共交通路線の徒歩圏、鉄道駅800メートル、バス停300メートルの人口を対象とする「公共交通路線の徒歩圏人口カバー率」を設定いたします。「効果の項目」については、変更はありません。

28ページをご覧ください。

「目標値の考え方」の「評価項目」でございますが、居住誘導区域の可住地における人口密度」について、中間評価において課題が生じている現状であり、課題解消に努めることとして、目標値の考え方に変更はございません。「公共交通路線の徒歩圏人口カバー率」については、将来推計で人口減少が想定されていることも加味し、目標値は、現在の値を維持することといたします。

都市計画課
(石崎課長)

目標指標とする「居住誘導区域内の可住地における人口密度」について

2020年度時点の現況値は、69.7人/ha
2037年度の将来推計値は、66.7人/ha
目標値は現在の値を維持し、69.7人/haといたします。
29ページをご覧ください。

中段に記載する評価指標「公共交通路線の徒歩圏人口カバー率」について

2020年度時点の現況値は、39.9%
目標値は現在の値を維持し、39.9%といたします。
30ページの〈目標達成による効果〉の項目については、変更ございません。

続いて、議案書3ページの「1. 中間評価の実施の評価指標の再設定」「誘導施策・誘導区域の再設定」について、説明資料の32ページによりご説明いたします。(1) 都市機能誘導について、誘導施策の再設定でございますが①施策の方向性として、現行計画においても都市機能の維持・誘導を挙げておりますが、②課題として、中間評価でもあったとおり、誘導区域内の誘導施設の新規立地は0件となっております。そこで、今回の計画見直しにあたり、市と桐生大学において、キャンパス新設に向けた基本協定を締結したこと、さらに太田駅南口第三地区第一種市街地再開発事業における整備を検討しており、主要用途に教育機能があることを踏まえ、誘導施設として、教育文化機能に学校教育法第1条に規定する大学を追加いたします。

33ページをご覧ください。誘導区域の再設定でございますが、都市機能誘導区域の変更はございませんが、今後、マスタープランの変更などに併せて、必要に応じ検討したいと考えております。「誘導施策の基準の変更」については、商業・業務機能の基準について検討を行いました。変更はございません。

34ページをご覧ください。(2) 居住誘導について、誘導施策の再設定でございますが、居住誘導の施策の方向性や課題、更新にあたっての検討を行いました。変更はございません。令和7年度の区域マスタープランの変更や藪塚地域の土地利用に併せて検討したいと考えております。

35ページ及び36ページをご覧ください。誘導区域の再設定でございますが、令和2年の法改正及び都市計画運用指針の改正により災害ハザードのエリアにおいて、居住誘導区域に含まない区域として、赤字の項目が追加されました。本市では当初から災害ハザードを考慮した区域設定を行っておりますが、居住誘導区域の一部の見直しが必要となりました。

37ページをご覧ください。

居住誘導区域の設定方針として、①土地利用状況、②人口密度、③交通利便性、④災害ハザードの4つの視点から検討が必要になりますが、今回の見直しでは、主に災害ハザードについて、右下の改定計画のとおり設定の変更を行い、レッドゾーンに加えて、原則的に家屋倒壊等氾濫想定区域及び土砂災害区域を除外したエリアといたします。

都市計画課
(石崎課長)

なお、後ほど説明する「防災指針」において、災害リスクを踏まえた防災・減災対策を明らかにした上で、区域の設定を行っております。

38ページをご覧ください。

これまでの検討を踏まえて、図のとおり居住誘導区域の見直しを図りました。法令等の変更により、アルファベットのAで示した箇所について、急傾斜地崩壊危険区域に該当しております。災害ハザードの変更により、Bで示した箇所について、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域の指定があり、Cで示した箇所について、家屋倒壊等氾濫想定区域の指定があります。そのため、当該場所について、居住誘導区域から除外しております。

39ページをご覧ください。全てを踏まえた結果、立地適正化計画の対象区域全域の図でございます。

議案書3ページにお戻りください。続きまして、右側の「2. 防災指針の策定及び計画内への記載」についてご説明いたします。まず、「防災指針」とは、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針とされております。

説明資料12ページをご覧ください

検討方法の概要を記載しておりますが、洪水などの災害ハザード情報に人口などの都市情報を組み合わせて災害リスクを分析しております。

13ページをご覧ください。

防災まちづくりの課題について、地区ごとの課題を整理しております。主に洪水災害に関して、市北東部の渡良瀬川周辺、市南部の利根川、早川、石田川周辺において多く課題が挙げられております。

14ページをご覧ください。

防災まちづくりの将来像・取り組み方針として、市の総合計画や国土強靱化計画、地域防災計画と整合を図り、「地域の災害リスクを認識し、人命が守られ、素早く立ち直るまちづくり」という方針を掲げております。

15ページをご覧ください。

防災まちづくりの将来像を実現するための取り組み方針及び施策についてエリアごとに図にまとめたものでございます。

16ページをご覧ください。

さきほどの図を表にしたもので、こちらでは、実施主体や取組期間についても記載しております。

17ページをご覧ください。

防災指針に関して、評価指標及び目標値を定めたものでございます。

議案書3ページにお戻りください。

各項目の説明は以上とさせていただきます。「まとめと今後のスケジュール」でございますが、当初、都市機能誘導区域を設定した2017年から20年後の目標年次2037年に向けて、今後も継続的に評価を行い、目標達成に向けて必要な誘導施策の検討を行っていきたいと考えております。今後のスケジュールでございますが、本日、太田市都市計画審議会でご審議いただき、議会委員会等へ報告ののち、11月中に公表の予定と考えておりますので、よろしくお願いたします。

<p>都市計画課 (石崎課長)</p>	<p>最後に、議案書の4ページをご覧ください。 住民意見反映措置の結果をご報告いたします。 都市再生特別措置法第81条第22項に基づき、令和6年8月1日から令和6年9月2日までの33日間、意見公募手続きによる意見募集を行い、意見書の提出が1件ありました。意見の概要とそれに対する市の考え方について、説明します。</p> <p>①「合併して20年、周辺3町が対等合併し、一体感の醸成を図るべきなのに、コンパクトシティを目指すこと自体逆方向になり、一部取り残される傾向が見える。」という意見に対して、各地域の特性や役割に応じた施策を展開しつつ、太田市として一体感のあるまちづくりに努めてまいります。</p> <p>②「非線引の藪塚都市計画は合併後10年を目途に道筋をつける目標がはっきり方向性が示されていない。ここまできたら、非線引のままのまちづくりをすすめていった方が良くはないか。」という意見に対して、藪塚都市計画につきましては土地利用の混在化が大きな課題となっていること、一定の開発圧力が続いていることを鑑み、区域区分も含めた土地利用のゾーニングの必要があると考えております。</p> <p>③「公共交通で太田市内車の渋滞が何ヶ所か深刻な場所があるが、LRTを活用する事も将来太田にとって考えてもよいのではないか。」という意見に対して、公共交通の担当部局にも確認したところ、現状では、本市において、LRT導入の検討はしていないと考えております。</p> <p>④「防災指針、緊急に指針を具体的に示すべき。」という意見に対して、意見公募手続きにて公表した概要版では、17ページから24ページまでが防災指針となっております。本編においても、取り組み方針及び具体的な施策を記載させていただいておりますので、今回は現行案どおりといたします。</p> <p>以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。確認をさせていただきますけども、説明資料の38ページのところにA・B・Cとあり、これがレッドゾーンとかその他の家屋倒壊等氾濫想定区域という項目に該当するのがA・B・Cだと思いますけども、結果的にこのA・B・Cの区域に関しては、区域から除外をするというふうに書いてありますけども、最後の39ページは除外した後の絵ですか。</p>
<p>都市計画課 (石崎課長)</p>	<p>はい。おっしゃる通り39ページは見直し作業を行った後の除外後の図となっております。</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>はい、わかりました。そうしますと39ページの図は変更後で、変更前とは若干違うということですね。ただいま立地適正化計画の変更で、中間評価とそれから防災指針の策定に伴います区域の変更の説明がありました。この内容につきまして、ご意見ご質問のある方挙手をお願いしたいと思います。</p>

<p>湯沢議長</p>	<p>いかがでしょうか。かなり細かいデータで、なかなか理解しにくいとは思いますが、基本的に、説明資料の39ページを見ますと、都市機能誘導区域とそれから居住誘導区域という立地適正化計画の中では2つの区域を指定するというようになっておりまして、都市機能につきましては太田駅周辺、ここでいうと赤の線で囲まれた区域、市役所も入っている周辺ですね、駅の北側から南側にかけてが、都市機能誘導区域。それから、青の線で囲まれたところが居住誘導区域ということです。太田市は、非常に島のような状態になっていますけれども、これはまちのづくりからそうってしまったのではないかと思います。かなりあちこちに飛び地があるということですね。それから色のついているところが用途地域ということで、その他の白抜きのところは、調整区域ということです。39ページの説明でした。何かご意見、ご質問ありましたらどうぞ。挙手をお願いしたいと思います。</p>
<p>長島委員</p>	<p>長島です。ご説明ありがとうございます。いくつか教えていただきたいのですが、最近新聞で住みよいまちというのが載ってまして、順位からすると太田は下から数えたほうが早い。そういうこととこの計画は、リンクするのでしょうか。全くしないのでしょうか。</p> <p>それ以外は、防災のところですが、これは居住者を対象にした防災ですか。あるいは、輸送業とか各種業態の方が、太田に住まれることなく、電車とか車で通勤されておられると思います。特にここは川に挟まれた地域ですから、その人たちはどういうことになるのかなというのが気になったところです。それは、ここに含まれているのか、含まれていないのかそもそも対象外なのか。以上です。</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。今2つご質問がありました。住みよいまちづくりと、この立地適正化計画との関係。</p> <p>それからもう1つは防災指針というのをお作りになっていると思いますが、防災指針というものは別に立地適正化計画のためだけではなくて、地域全体の防災計画をどうするかということだと思いますけれども、その辺の関係をご説明いただきたいです。</p>
<p>都市計画課 (石崎課長)</p>	<p>まず1点目、住みよいまちということですが、立地適正化計画の主な目標が、少子高齢化・人口減少下における多極ネットワーク型コンパクトシティでありまして、インフラの集中的投下であったりということも含めて、公共交通と関連させて住みよいまちをつくっていかうというものでございますので、完全に一致するかと言われると難しいですが、方向としては、多極ネットワーク交通で結ばれた拠点整備が進んでいけば、住みよいまちにも繋がっていくというようには考えております。</p>

<p>都市計画課 (石崎課長)</p>	<p>2点目、防災指針の対象でございますが、防災指針の検討にあたっては当然太田市全域を検討の対象といたしました。しかし、この立地適正化計画は市街化区域の都市機能誘導区域・居住誘導区域の2区域を主に対象としているものでございます。また、この立地適正化計画の防災指針の中で、直接的に何か施策をとるところではないのが現状でして、今ある総合計画であったり、国土強靱化計画であったり、地域防災計画であったりするものをまとめて方針を示したということになっておりまして、具体的施策はそれぞれの個別計画で対応していくという計画となっております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>よろしいでしょうか。なかなか難しい議論ですけれども、あくまでも立地適正化計画の中に、防災指針の項目を入れる必要があるということで、今回につきましては、居住誘導区域の一部を除外したということで、防災計画そのものは、また別な計画の中でご議論されているのではないかなと思います。それは都市機能あるいは居住誘導を外した、この地図で言うと空白の区域も含めてですね、太田市全体の防災計画というのは別にあるというふうに理解していただければと思います。その他いかがでしょうか。</p>
<p>野口委員</p>	<p>資料の10ページにバスの認知度というのがあるのですが、認知度というのは認知している人の数だと思うのですが、これに載っているのは認知されていない人の数ですが、こういう表記で、他の市もやっているのかどうか。普通ですと、認知度が上がると良くなっていくのですが、これでいくと下がったら良くなるという仕様になっているかと思います。</p> <p>また、5ページの空き家対策事業のところ、助言が360件で改善が329件ということで、360件助言を行ったうち329件が、改善がみられたという解釈でよろしいでしょうか。</p>
<p>都市計画課 (石崎課長)</p>	<p>1点目のバスの認知度ですが、これはアンケートの項目をそのまま採用させていただいておりまして、このような表記になっているということです。担当課には、伝えたいと思います。</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>下に横棒グラフがあります。バスのことは何も知らないという非認知度で、知らないという割合ですね。それが17%。もう少しバスのこと知ってもらおうと、将来的に10%に減らしますということに見えますね。空き家に関してはいかがでしょうか。</p>
<p>都市計画課 (石崎課長)</p>	<p>はい。空き家対策について、おっしゃる通り助言に対して改善が、329件あったということでございます。</p>

<p>湯沢議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。その他いかがでしょうか。 資料の3ページを開いていただいて、誘導施設の立地状況という項目が一番上にあります。赤で書いてある都市機能誘導区域それから区域外。都市機能誘導区域は、増減がゼロですけども、結果的にやはり区域外に、都市機能誘導施設も流れているのかなというふうに見えるわけです。特に、商業業務機能が圧倒的に多いと書いてあります。商業機能を都市機能誘導の駅周辺、最後のページの赤枠で囲ったところですから、そこに商業機能を誘導するのはかなり難しいのかなと思いますけども、その辺はいかがでしょうか。</p>
<p>都市計画課 (石崎課長)</p>	<p>3ページの下に商業業務機能ということで、スーパー、ドラッグストアなどが多く郊外に立地がされているということでございます。都市機能誘導区域内への商業施設の立地でございますが、現在再開発事業も進めております。そういった事業を通してですね、都市機能誘導施設の誘導を図れていければと考えております。</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。先ほど説明の中で教育文化機能ということで、大学が1つ入るということで変更がございましたけども、この大学というのは都市機能誘導区域内というふうに理解してよろしいですか。</p>
<p>都市計画課 (石崎課長)</p>	<p>今まで専門学校等は都市機能誘導施設として指定がありましたが、今回新たに大学を都市機能に指定させていただきまして、今回の桐生大学との協定、今後の誘致に対応をしていくと考えております。</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>ありがとうございます。先ほどの資料の中で大学の通学者が800名というふうに記載されておりましたけども、どういう交通手段で来るかわかりませんが、鉄道なり自動車で通学をするのではないかと思います。残りの学生は多分太田市内にお住まいになると。そうしますと、駅周辺にアパートとか学生用の居住施設もできる可能性もあるのではないかと。そういう意味では、駅周辺のにぎわいがかなり増加するように期待されますけども、その辺についてはいかがでしょうか。</p>
<p>都市計画課 (石崎課長)</p>	<p>おっしゃる通り大学で若い人が集まっていいただいて、駅周辺の人の交流が増えて、にぎわいが創出されればなということをご期待しております。</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。太田駅の中に学習室がありますよね。私も何度か見学させていただきましたけども、夕方になるとですね、高校生が勉強している姿が見えます。あれはまだ現在もあるのですか。</p>
<p>都市計画課 (石崎課長)</p>	<p>現在もあるかと思います。駅なか文化館のホールを学生さんに開放しているということだと思います。そのように活用されていると思います。</p>

<p>湯沢議長</p>	<p>はい。ありがとうございます。その他何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。</p> <p>特にご質疑ないようですのでお諮りをさせていただきます。</p> <p>議案第1号太田市立地適正化計画の変更・中間評価、それから防災指針の策定ということにつきまして、この計画案に異存なしとする方の挙手を、賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
<p>湯沢議長</p>	<p>はい。全員賛成ということで異存なしとすることに決定をさせていただきます。傍聴人はいないので、以上をもちまして、今日の審議内容をすべて終了させていただきますので、あとは事務局のほうで進行よろしくをお願いします。</p>
<p>事務局 (塚本係長代理)</p>	<p>湯沢議長におかれましては、円滑に議事を運営していただき、ありがとうございました。</p> <p>また、委員の皆様には、慎重なご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。</p> <p>ただいまご審議いただきました案件につきましては、いただいたご意見等を参考に事務を進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上をもちまして、本日の審議会の全日程を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p>